

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律  
(通称「マイナンバー法」)の制定に関する会長声明

今般、各行政分野に共通してすべての国民及び法人(以下「国民等」という。)を識別するための番号の導入及びその利用を定めた「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(通称「マイナンバー法」。以下「共通番号法」という。)の法律案が今国会に提出された。

上記法律案に規定されている制度は、政府が保有する個人及び法人等に関する情報(以下「個人情報等」という。)をコンピュータマッチング(「名寄せ」、「紐付け」、「情報連携」ともいう。以下単に「マッチング」という。)して活用すること及び本人確認を目的として、国民等に付された共通番号の利用を中核とした大規模な情報システム(情報提供ネットワークシステム)の導入を前提としており、制度の主たる目的は、行政運営の効率向上にある。

しかしながら、マッチングが想定されている各行政分野(税務、年金、医療、介護保険、福祉、労働保険)の情報は、個人の私生活全般(税務分野においては私人間の取引も含まれる。)に及ぶ極めて広範囲にわたるものである。住所、氏名、年齢、性別のみならず家族構成や病歴などのセンシティブ情報、収入や資産などの財産情報、制度の運用如何によっては、前科・前歴などの犯罪情報までも個人に割り当てられた共通番号にマッチングされ、その番号によって検索が可能となる。また、共通番号は、民間にも公開されるので、「なりすまし」などを目論む悪用者にとっても入手しやすい番号となっている。かかる制度のもとでは、システムの不具合や制度の濫用によって、個人情報が漏洩、悪用され、国民のプライバシー権(憲法13条)が侵害される危険性は大きく、また、政府による個人情報等の一元管理化の傾向を助長し、当該システムが国家による国民監視・統制の道具として利用されるおそれも無視できない。

本会は、かかる懸念を踏まえ、以前から共通番号の利用を中核とした制度ないしシステムの導入については、一貫して反対し、警告を発してきた(平成23年2月1日付「政府が検討している「社会保障・税に関わる番号制度」に関する意見」、同年8月3日付「「社会保障・税番号大綱」に関する意見書」)。

しかしながら、本法律案では、制度を監視・監督する第三者機関を独立の機関(内閣府設置法49条3項)として設置するとして国民のプライバシー権の侵害に対する一定の配慮が窺えるものの、従前本会の意見書が提示した問題点や疑問を解消するものとなっておらず、かえって個人情報等のマッチングについて行政機関に対し、大幅な裁量権を許容する内容になっている。とりわけ、マッチングの範囲については大幅に政省令に委ねられており、行政の濫用に対し民主的統制を及ぼすことが極めて困難であると言わざるを得ない。また、大規模な情報システムへの投資を伴う制度であるにもかかわらず費用対効果に関する資料が国民に開示されていないなど、国民に是非を問うに十分な議論がこれまでになされて来なかったことも極めて遺憾である。この点、日本弁護士連合会は、平成24年2月16日、プライバシー権を危殆に瀕せしむる制度の拙速な法律化であるとして、本法律案に強く反対する会長声明を公表しているが、本会もまた同じ懸念を共有するところである。

以上のとおりであり、本会は、共通番号法の制定には反対する。

2012年(平成24年)2月22日

大阪弁護士会

会長 中本和洋